

議案第 8 6 号

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者 (以下「<u>出産被保険者</u>」という。) が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日 (地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>) の属する月 (以下「<u>出産予定月</u>」という。) の前月 (多胎妊娠の場合には、<u>3 月前</u>) から<u>出産予定月の翌々月</u>までの期間 (以下「<u>産前産後期間</u>」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間</u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間</u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

国民健康保険税の減額の規定の改正等を行った和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正規定を改めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。